



# 参 考 資 料

## I 関係条例等

総合計画策定審議会規則	32
総合計画策定委員会設置要綱	34

## II 委員名簿

総合計画策定審議会	35
総合計画策定委員会	36
総合計画策定委員会作業部会	37

## III 第6次上ノ国町

総合計画について（諮問）	38
--------------	----

## IV 第6次上ノ国町

総合計画について（答申）	39
--------------	----

## V 総合計画策定の作業と日程

	41
--	----

## VI 第6次上ノ国町総合計画と

SDGs の関係性	42
-----------	----

## 上ノ国町総合計画策定審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、上ノ国町附属機関に関する条例（昭和43年上ノ国町条例第15号）第2条の規定に基づき、上ノ国町総合計画策定審議会の設置および運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査および審議を行なうため、上ノ国町総合計画策定審議会を置く。

(組織)

**第3条** 審議会は委員60名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 町行政委員会の委員
- (2) 国又は道の行政機関の職員
- (3) 町内の公共的団体等の役員および職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 一般公募による者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。

(会長)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

**第7条** 委員会に次の専門部会（以下「部会」という。）を設け、会長の指名する委員をもつて組織する。

- (1) 産業振興部会
- (2) 生活環境部会
- (3) 保健福祉部会
- (4) 教育・文化部会

2 部会は、会長から付託された専門事項について審議答申する。

3 各部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

4 各部会に正副部会長各々1名を置き、それぞれの部会に属する委員のうちから互選する。

5 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出、または説明を求めることができる。



(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表

### 1 産業振興部会

農業、林業、畜産、漁業、工鉱業、商業、観光、雇用、労働、温泉、新エネルギー、その他

### 2 生活環境部会

道路、河川、漁港、交通通信、交通安全、防犯、コミュニティ活動、防災・消防・救急、国土保全、住宅、上下水道、環境衛生、その他

### 3 保健福祉部会

福祉、医療、介護保険、高齢者、障害者、子育て、保健、国民年金、国民健康保険、その他

### 4 教育・文化部会

学校教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション、青少年健全育成、女性活動、国際交流、その他

## 上ノ国町総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 第6次上ノ国町総合計画の基本構想及び基本計画を策定するため、上ノ国町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想及び基本計画の原案の策定に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の策定に係る総合的な調整に関すること。
- (3) その他総合計画策定に関し、必要な事項に関すること。

(構成等)

**第3条** 策定委員会の組織は、別表のとおりとする。

- 2 委員長は、副町長を、副委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出、または説明を求めることができる。

(作業部会)

**第5条** 策定委員会に補助機関として、上ノ国町総合計画策定審議会規則（昭和45年上ノ国町規則第5号）第7条に準じた作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、策定委員会の任務を遂行するため、必要な資料の収集・整理及び計画立案の検討作業を行い、その結果を委員長に報告する。

(部会の構成員)

**第6条** 部会の構成員は、主幹及び主査の職にある者をもって充て、委員長が指名する。

- 2 各部会に正副部会長及び書記を各々1名を置き、それぞれの部会に属する構成員のうちから互選する。ただし、部会長は、主幹の職にある者とする。
- 3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 書記は、部会において会議の記録を行う。

(庶務)

**第7条** 策定委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、基本構想が議決されたときにその効力を失う。

## 第6次上ノ国町総合計画策定審議会委員名簿

(◎団体・職名は委員委嘱日現在のものです)

部会区分	所属団体名	職名	氏名	備考	
1. 産業振興部会	上ノ国町農業委員会	会長	鈴木 敏 秋	部会長	
	ひやま漁業協同組合上ノ国支所	総代長	古館 義 勝	副部会長	
	ひやま南畜産振興会	代表監事	伊倉 正 幸		
	ひやま漁業協同組合上ノ国支所	中区漁区長	市山 和 彦		
	ひやま漁業協同組合	理事	市山 智 敏		
	ひやま漁業協同組合上ノ国支所	南区漁区長	小田 勝 弘		
	上ノ国町商工会	会長	小林 恭 平	職務代理者	
	松山南部サヤエンドウ生産組合	組合長	齊藤 寿 寿		
	ひやま漁業協同組合上ノ国支所	北区漁区長	久末 秀 行		
	檜山南部森林組合	組合長	干場 清 保		
	上ノ国町観光協会	副会長	松塚 清 人		
新函館農業協同組合	理事	山下 敏 雄			
	計		12名		
2. 生活環境部会	上ノ国建設協会	会長	小林 誠	部会長	
	上ノ国町連合町内会	会長	小林 貢	副部会長	
	上ノ国町消防団	団長	長谷川 俊 郎		
	上ノ国郵便局	局長	國友 龍 起		
	エゾ地の火まつり実行委員会	幹事長	小林 豊		
	上ノ国町交通安全指導委員会	会長	斉藤 雅 夫		
	早川地区生涯学習推進会議	議長	下倉 幸 一		
	上ノ国町婦人防火クラブ	副会長	杉田 京 子		
	上ノ国土地改良区	副理事長	森 光 行		
	上ノ国町商工会	青年部長	久末 元		
	上ノ国町日本赤十字奉仕団	委員長	山崎 洋 子		
		計		11名	
	3. 保健福祉部会	特別養護老人ホームかみのくに荘	施設長	花田 寿一郎	部会長
上ノ国町民生委員協議会		会長	古館 丸 子	副部会長	
上ノ国町高齢者事業団		副会長	飯田 弘		
上ノ国町身体障害者福祉協会		会長	小田 明 美		
上ノ国町食生活改善協議会		会長	木村 明 美		
上ノ国町いきいき長寿推進委員会		会長	経田 剛		
一般応募者			佐藤 正 平		
上ノ国町母子会		会長	澁谷 政 子		
上ノ国町健康推進員会		会長	薄田 百合子		
道南うみ街信用金庫上ノ国支店		支店長	高木 紀 征		
上ノ国町老人クラブ連合会		副会長	竹内 里美子		
上ノ国町社会福祉協議会		副会長	明上 廣 男	会長	
	計		12名		
4. 教育・文化部会	上ノ国町史編さん委員会	委員	北村 克 夫	部会長	
	上ノ国町女性団体連絡協議会	会長	品田 俊 子	副部会長	
	上ノ国町連合PTA	会長	小田 学		
	上ノ国地区生涯学習推進会議	議長	松谷 博		
	湯ノ岱地区生涯学習推進会議	議長	鈴木 廣 昭		
	上ノ国町校長会	会長	永倉 裕 範		
	上ノ国町スポーツ推進委員会	委員長	納谷 敏 彦		
	上ノ国町文化協会	会長	久末 千里		
	上ノ国町商工会	女性部長	三浦 和美子		
	上ノ国町社会教育委員会	委員長	宮崎 信 裕		
	河北地区生涯学習推進会議	議長	森 秀 行		
		計		11名	
	合計	46名	(男) (女)	36名 10名	

### ◎途中で退任された委員

部会区分	所属団体名	職名	氏名	退任年月
教育・文化部会	上ノ国町連合PTA	副会長	阿部島 麻 美	平成31年 4月
生活環境部会	上ノ国町商工会	青年部長	森田 勝	令和元年 5月
教育・文化部会	上ノ国地区生涯学習推進会議	議長	川島 正	令和元年 5月
生活環境部会	上ノ国町消防団	団長	飛鳥 正 人	令和元年 7月
産業振興部会	新函館農業協同組合上ノ国支店	支店長	竹内 正 孝	令和元年10月

## 第6次上ノ国町総合計画策定委員会名簿

(職名：平成31年4月1日現在)

職名等	氏名	職名等	氏名
副町長	足田英夫	教育委員会事務局長	片石明
教育長	矢代智樹	選挙管理委員会書記長	三國浩二
総務課長	伊勢昭彦	出納室長	三國直子
地方創生推進室長	阿部哲義	議会事務局長	太田昭仁
施設課長	濱塚弘行	上ノ国消防署長	仲澤嘉彦
農林課長	笠谷将人	産業振興部会長	中里伸一
水産商工課長	品田明彦	産業振興副部会長	杉野匡
水道課長	蛎崎修	生活環境部会長	佐藤正男
住民課長	佐藤淳也	生活環境副部会長	平井茂樹
財政課長	上野敦也	保健福祉部会長	山田哲也
保健福祉課長	古川尚樹	保健福祉部会副部会長	畑山賢二
健康支援担当課長	足田典子	教育・文化部会長	新谷孝志
地域包括支援センター長	松谷美登理	教育・文化副部会長	大坂拓己



## 上ノ国町総合計画策定委員会作業部会名簿

(職名：平成31年4月1日現在)

部会区分	所属課(職名)	氏名	備考
1. 産業振興部会			
	水産商工課水産グループ主幹	中 里 伸 一	部会長
	農林課農業林業グループ主幹	杉 野 匡	副部会長
	農林課農業林業グループ主幹	笠 谷 信	書記
	水産商工課商工観光グループ主幹	野 坂 浩 二	
	栽培漁業センター副センター長	木 村 直 和	
	総務課企画統計グループ主幹	谷 口 博 文	
2. 生活環境部会			
	施設課財産管理グループ主幹	佐 藤 正 男	部会長
	水道課上下水道グループ主幹	平 井 茂 樹	副部会長
	議会事務局主幹	横 山 真 人	書記
	住民課住民環境グループ主幹	薄 田 淳	
	施設課土木建築グループ主幹	飛 鳥 仁	
	総務課庶務防災グループ主幹	松 塚 崇	
3. 保健福祉部会			
	保健福祉課介護・自立支援グループ主幹	山 田 哲 也	部会長
	保健福祉課地域包括支援センター副センター長	畑 山 賢 二	副部会長
	住民課戸籍保険グループ主幹	大 坂 ひろみ	書記
	河北保育所副所長	笠 谷 千 春	
	上ノ国保育所副所長	大佐賀 啓 子	
	保健福祉課健康支援グループ主幹	成 田 妃佐美	
4. 教育・文化部会			
	教育委員会事務局学校教育グループ主幹	新 谷 孝 志	部会長
	教育委員会事務局生涯学習グループ主幹	大 坂 拓 己	副部会長
	財政課税務グループ主幹	角 花 邦 彦	書記
	出納室主幹	佐 藤 誠	
	財政課財政経理グループ主幹	寒 康 洋	
	教育委員会事務局文化財グループ主幹	塚 田 直 哉	

平成31年3月28日

上ノ国町総合計画策定審議会会長 様

上ノ国町長 工 藤 昇

第6次上ノ国町総合計画について（諮問）

上ノ国町総合計画策定審議会規則（昭和45年2月27日規則第5号）第2条に基づき、第6次上ノ国町総合計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。





令和2年2月19日

上ノ国町長 工 藤 昇 様

第6次上ノ国町総合計画策定審議会  
会 長 明 上 廣 男

### 第6次上ノ国町総合計画について（答申）

平成31年3月28日付けで貴殿から諮問のありました第6次上ノ国町総合計画について、当審議会は上ノ国町総合計画審議会規則第2条の規定に基づき慎重に審議した結果、基本方針及び施策内容については適当であると議決したので、この旨答申します。

なお、審議過程において、各専門部会から次の意見が報告されましたので、それを付します。

#### 記

##### 1. 共通意見

- 文章表現で出来るだけ横文字カタカナや聞き慣れない言葉などを使わず、分かりやすい言葉に置き換えるとともに、説明を入れるなど工夫すること。
- 文章の文言や区切りなどの統一性がない箇所が見受けられるため、全体を通して文章表現の見直しが必要である。

##### 2. 個別意見

###### （産業振興部会）

- 種苗放流事業を実施し、水揚額の増収を図ることが必要である。
- 移住・定住を促進するため、公営住宅等を含めた住宅環境の提供が必要である。
- 温泉熱を農業などの産業等に活用するなどの検討が必要である。
- 将来にわたり利用見込のない、町有地を売却するなどして居住に結びつけることが必要である。

###### （保健福祉部会）

- 救急の際、当番院でも患者を受け入れない状況があり、2次医療機関でも対応できる体制づくりが必要である。
- 社会福祉協議会だけでなく、地域全体での取り組みが必要であるため、地域福祉の施策内容を分かりやすく修正すること。

(生活環境部会)

- 自然(特に河川)の保全とあるが、天の川・石崎川をはじめ、河川工事等が進んでない状況にあるため、自然災害の防止するための意味でも関係機関に要請する必要がある。
- 住民の身近な移動手段を確保するため、民間と連携しコミュニティバスの運行を検討する必要がある。
- 防災対策において、医療機関との連携強化を図る必要があるため、必要に応じ記載すること。
- 高齢者が進む状況であるため、町全体での運転マナーや意識向上への啓発活動が重要である。
- 「監視体制の強化」とあるが、具体的な機関等を記載し、分かりやすく表現すること。
- 一次産業等にも活用できるよう情報通信基盤の整備が必要である。

(教育・文化部会)

- 上ノ国町内も含め、全国的に様々な理由で学校に登校することができない子供たちの受け皿づくりを進めるという意味での文言を入れるべきであり、心に問題を負っている、又は障がい児等を網羅する「すべての子ども」に対する教育環境への配慮の表現が必要である。
- 「長期的な視野を持って」より、視野を広く、長く実践するという意味では、「長期的な視野に立って」が適切な表現であるため、修正が必要である。  
また、「ふるさとへの愛着を持つ」という表現は、曖昧であるため「ふるさとへの愛着を持つ心」に表現を変更すること。
- スポーツ施設・学校以外の施設の有効利用も考えられることから、「スポーツ施設や学校施設の有効利用等を推進します。」を「スポーツ施設や学校施設等の有効利用を推進します。」に表現を変更すること。  
また、心身ともに成長することを表現する必要があるため、「健やかな体」を「健やかな身体」に変更すること。
- 「北海道でも類をみない文化財の保存を図り、「上ノ国町歴史文化構想」に基づいた文化財」という文言については、説明なしで一般住民が理解できるか疑問であるため、分かりやすい言葉に言い換える必要がある。
- 学校教育の推進について、家庭での教育も重要であるため、「学校と家族・地域社会」を「学校と家庭・地域社会」に変更すること。
- 子どもの安全対策について、家庭での教育も重要であることから、「保護者や学校、地域」を「家庭や学校、地域」に変更すること。
- 本町の教育として、保育所・学童保育と小・中学校との連携教育が人材育成に効果を上げていることから、このことに触れる文言を入れるべきである。
- 歴史文化の施策について、今後、刊行する「上ノ国町史」について触れるべきである。



## 第6次上ノ国町総合計画策定の作業と日程

時 期	実施項目	内 容
平成31年 1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種アンケート調査の実施・分析</li> <li>策定審議会発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民まちづくりアンケートの実施</li> <li>団体アンケートの実施</li> <li>職員提言調査の実施</li> <li>各種アンケート等の集約と分析</li> <li>策定審議会委員の委嘱依頼</li> <li>第1回策定審議会開催（委嘱及び研修会等）</li> </ul>
平成31年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定の資料収集等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他計画等の基礎資料の収集・分析</li> <li>各種資料の作成</li> </ul>
令和元年 5月～6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行計画の調査・検証等</li> <li>策定体制の確立（庁内策定委員会発足）</li> <li>基本方針の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行計画の達成状況調査の実施・評価取りまとめ</li> <li>各課ヒアリングの実施</li> <li>第1回策定委員会開催（研修会）</li> <li>第1回策定委員会作業部会開催（研修会）</li> <li>第1回作業部会長及び副部会長会議開催</li> <li>策定委員会作業部会による作業開始</li> </ul>
令和元年 7月～8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想の素案づくり</li> <li>基本計画の素案づくり</li> <li>基本構想の審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回策定委員会開催</li> <li>第3回策定委員会開催</li> <li>第2回策定審議会開催</li> <li>第1回策定審議会専門部会開催</li> <li>第2回策定審議会専門部会開催</li> </ul>
令和元年 9月～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の審議</li> <li>基本構想（素案）作成</li> <li>基本計画（素案）作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回策定委員会開催</li> <li>第3回策定審議会専門部会開催</li> <li>第5回策定委員会開催</li> </ul>
令和元年 11月～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想（原案）作成</li> <li>基本計画（原案）作成</li> <li>実施計画（案）づくり</li> <li>第6次上ノ国町総合計画答申案審議・決定</li> <li>上ノ国町議会へ基本構想・基本計画作成の経過報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6回策定委員会開催</li> <li>第3回策定審議会開催</li> <li>基本構想・基本計画の原案を踏まえ各課で事業実施計画案を作成</li> </ul>
令和2年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想・基本計画原案への意見徴収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの実施</li> <li>実施計画の各課ヒアリングの実施</li> </ul>
令和2年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想・基本計画原案の最終調整・決定</li> <li>第6次上ノ国町総合計画答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7回策定委員会開催</li> <li>第4回策定審議会開催（答申）</li> </ul>
令和2年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年第1回上ノ国町議定会定例会に議案提出</li> </ul>	

## 第6次上ノ国町総合計画とSDGs（持続可能な開発目標）の関係性

本計画では、SDGsを施策展開の視点としてとりいれ、持続可能な発展を見すえてまちづくりを進めていくこととしています。このため、本計画の推進を通じてSDGsの実現を目指し、SDGsが掲げる17の目標と本計画に定める施策との関連を次の通りとします。

SDGsの目標		対応施策番号
1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		2(3), 2(6)
2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		1(1), 2(1) 2(3)
3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		2(1), 2(3) 3(4), 4(4)
4 すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		4(1), 4(2) 4(3)
5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメント（能力強化）を行う		2(6), 3(6)
6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		3(4)
7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する		1(7), 3(4)
8 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		1(4), 1(5)
9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る		1(4), 1(5)
10 各国内および各国間の不平等を是正する		2(5), 2(6)
11 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する		3(1), 3(4) 3(5)
12 持続可能な生産消費形態を確保する		3(4)
13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		3(3)
14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能に利用する		1(3), 3(3)
15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		1(1), 1(2) 1(3), 3(3)
16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る		3(6)
17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		3(6)

※対応施策番号は、「基本目標番号（施策番号）」として表記している。